

配食サービス利用助成について

1 目的

自ら調理、栄養管理等を行うことが困難なひとり暮らし高齢者等が、安否確認を兼ねた配食サービスを利用する際に必要とする経費の一部を市が助成することにより、健康の増進と自立した食生活を支援し、高齢者等の健康保持と生活の質を確保することを目的とする。（春日井市配食サービス利用助成金交付要綱から抜粋、要約）

2 対象者

市内に居住し、食事の準備、調理、栄養管理等が困難な者であって、安否確認を要する次のいずれかに該当するもの。

- (1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らしで、要介護認定者若しくは要支援認定者又は事業対象者
- (2) おおむね 65 歳以上で、要介護認定者若しくは要支援認定者又は事業対象者のみで構成される世帯に属する者
- (3) おおむね 65 歳以上で、要介護認定者若しくは要支援認定者又は事業対象者及び重度の身体障害者、知的障害者又は精神障害者のみで構成される世帯に属する者
- (4) 重度の身体障害者、知的障害者又は精神障害者のみで構成される世帯に属する者

3 助成金額

1 食あたり 300 円（弁当代金との差額は利用者が負担）

4 助成回数

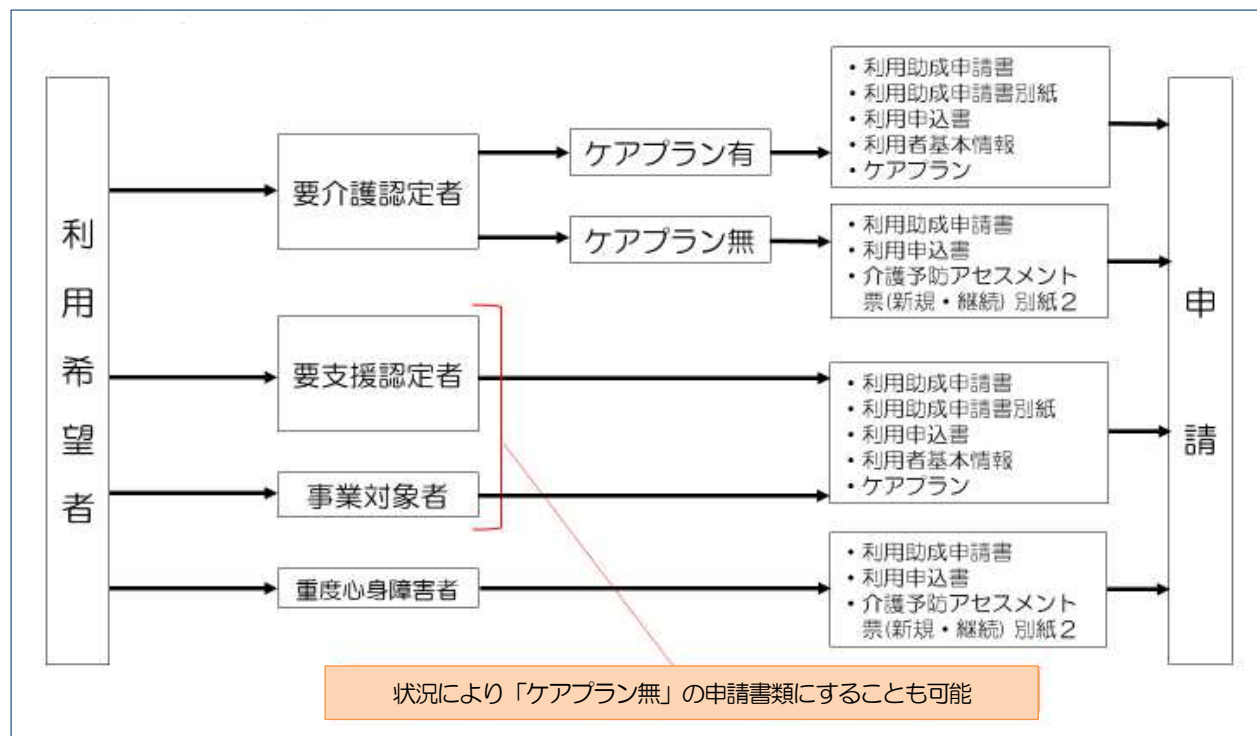
月～金曜日のうち、1 日 1 回を限度（祝日も利用可）

5 助成の対象となる配食サービス

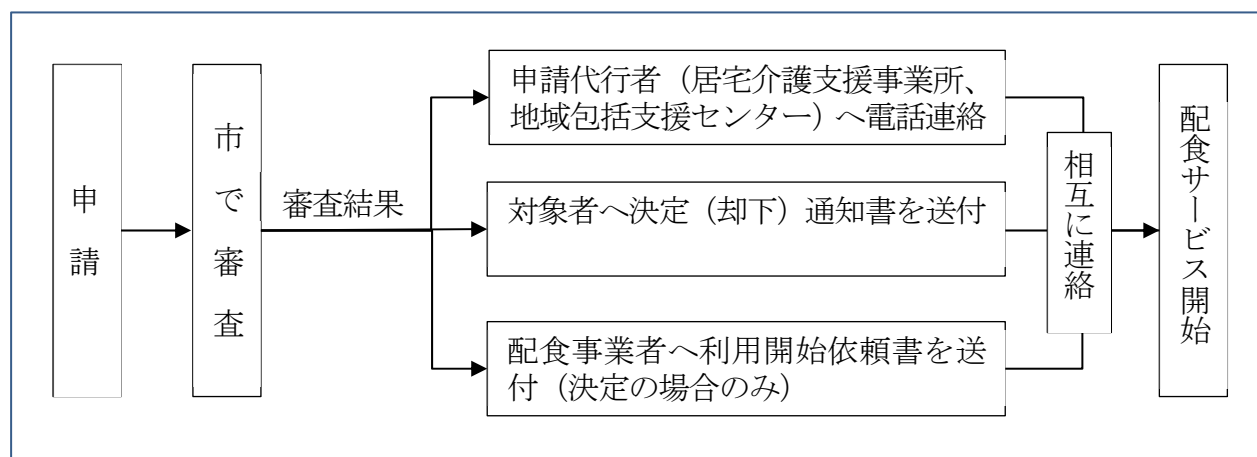
市に登録した配食事業者が、対象者に手渡しすること等により安否を確認するものを対象とする。（安否確認を伴わない配食は助成の対象外。）

6 助成申請について

(1) 申請までの流れ（必要な書類等）



(2) 申請後の流れ



(3) 審査について

ア 原則、毎週月曜日までに提出されたものを火曜日に審査する。

イ 審査結果は、火曜日以降に申請代行者へ電話連絡するとともに、対象者及び配食事業者へ文書を送付する。